

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

## 9. その他関連法令

### 9-1 フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

建築物等の解体工事の元請業者は、事前にフロン類を使用している業務用冷凍空調機器の有無を確認し、発注者に「事前確認結果説明書」を交付して説明し、その写しを3年間保存しなければなりません。

#### 【解説】

##### (1) オゾン層の保護と地球温暖化の防止

フロン類は燃えにくく、化学的に安定しているなどの利点から、エアコンや冷凍・冷蔵庫などの冷媒などに使用されてきましたが、大気中に放出されると、オゾン層を破壊して、地表に降り注ぐ有害な紫外線を増やしてしまします。また、強力な温室効果ガスであり、二酸化炭素の数百倍から数万倍ともいわれています。

##### (2) 法改正について

令和元年6月に同法が改正され、令和2年4より施行されています。主な改正内容は以下のとおりです。

- ・解体工事の発注者および元請業者は、事前確認結果説明書およびその写しを3年間保存
- ・機器のユーザーは、機器を設置してから廃棄した後も、点検の記録を3年間保存
- ・機器のユーザーは、フロン類回収後の機器を廃棄物処理業者等に引渡す場合は引取証明書の写しを交付

##### (3) 第一種特定製品

冷媒としてフロン類が使用された業務用冷凍空調機器 (パッケージエアコン、ターボ冷凍機、業務用冷蔵庫、冷凍ショーケース、冷蔵ショーケース、冷水機など)



**一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構**  
JRECO Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

| 団体概要 | 事業内容 | 会員 | 情報セキュリティポリシー |
|------|------|----|--------------|
|------|------|----|--------------|

**行程管理票の種類**

[フロン排出抑制法が改正されました。詳細はコチラ](#)

「事前確認結果説明書」様式(解体工事の発注者、解体工事元請業者が使います。)

RaMS (冷媒管理に関する書面の授受を電磁的に行うシステム)の新機能において「解体元請業者」の方も事業所登録(無料です!)ができるようになりました。書面作成(無料です!)が電磁的に行えますので保存も確実にできるようになります(保存も無料です)。なお、2020年4月からは法改正により発注者も元請業者も3年間の保存が義務となっております。

PDF版については下記をダウンロードして使用して下さい。

・ [第一種特定製品事前結果説明書 \(PDF版\)](#) - 第一種特定製品の設置の有無を確認し、その確認結果の説明書

行程管理票様式

A～F票は複写式の用紙になっています [行程管理票の入手先 \(pdf\)](#)

【フロン排出抑制法 対応版】… **2020年1月発売**

- ・ 推奨版 …… 表紙 - 記入例 - E票
- ・ 汎用版 …… 表紙 - 記入例 - E票
- ・ 補足用 …… 表紙 - 記入例 - J票

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

**第一種特定製品事前確認結果説明書**

交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

(特定解体工事元請業者)  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
責任者氏名: \_\_\_\_\_ 印  
電話番号: \_\_\_\_\_

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

解体工事の名称 \_\_\_\_\_ 記

解体工事の場所 \_\_\_\_\_

| 第一種特定製品 (フロン類を使用する業務用冷凍空調機器) の設置の有無  |   |   |
|--|---|---|
|  |   | □あり   |
| フロン類回収済み   | フロン類未回収   | □なし   |
| エアコンディショナー   | エアコンディショナー  | □当初から設置なし<br>□撤去済み                                      |
| 冷蔵庫及び冷凍機器  | 冷蔵庫及び冷凍機器   | □家庭用機器のみ  |
| ※以下、発注者と受注者で協議の上、記載<br>・フロン類回収済みの機器の引取証明書<br>の写しの廃棄物処理業者等への交付<br>□発注者が実施 □受注者が実施 | ※以下、発注者と受注者で協議の上、記載<br>・フロン類の回収<br>・フロン類回収後の引取証明書の写し<br>の廃棄物処理業者等への交付<br>□発注者が実施 □受注者が実施<br>・フロン類の回収に係る費用<br>□当初契約に計上 □飲料変更対象 | ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理して下さい。 |

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。発注者をして廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを発注者に送る必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができます。工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

<https://www.jreco.or.jp/koutei.html>

※家庭用のエアコン (銘板やシールに「ルームエアコン」と記載)、家庭用冷蔵庫は、家電リサイクル法に定めるとおり、発注者から購入店などに引き取りを依頼してください。

## (4) 事前確認結果説明書の交付とその写しの保存

建築物等の解体工事（一部の解体を含む）の元請業者（特定解体工事元請業者）は、事前に業務用冷凍空調機器の有無を確認し、発注者（特定解体工事発注者（第一種特定製品の管理者））に「事前確認結果説明書」を交付して説明し、その写しを3年間保存しなければなりません。（該当機器が無い場合も保存）、また、発注者も事前確認結果説明書を3年間保存しなければなりません。

※設備業者等の協力のもとに対象機器の有無を確認してください。

## (5) 処理方法

発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）は第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類充填回収業者はフロン類破壊業者または第一種フロン類再生業者にフロン類を引き渡さなければなりません。また、この場合、行程管理票A票（回収依頼書（写し）兼委託確認書）および行程管理票E（引取証明書）を3年間保存しなければなりません。

また、フロン類回収後の機器を廃棄物・リサイクル業者に引渡す場合は引取証明書（行程管理票E票）の写しを作成して交付し（機器と一緒に引渡さ）なければなりません。

## (6) 行程管理票

発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、行程管理票を交付し、A票（回収依頼書（写し）兼委託確認書）およびE票（引取証明書）を3年間保存しなければなりません。

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により **2020年4月施行**

**建物解体時の規制が強化されました。**

フロン排出抑制法の対象となる機器  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

業務用エアコン  
冷凍冷蔵機器のうち、フロン類  
業務用冷凍冷蔵庫  
業務用冷凍冷蔵ショーケース

**建設・解体業者**

**やるべきこと**

- 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。  
**改正点** その書面の写しを3年間保存。
- フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
（工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合）
- フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。

**フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

**工事の発注者**

**改正点**  
フロン類を回収しないまま行う機器廃棄は即座に罰則。  
**違反した場合、50万円以下の罰金**

**廃棄物・リサイクル業者**

**改正点**  
フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。  
**違反した場合、50万円以下の罰金**

（一部抜粋：環境省、経済産業省）：<https://www.env.go.jp/earth/furon/files/kensetsukaitaileaflet.pdf>

## 9-2 騒音規制法、振動規制法

騒音規制法および振動規制法に定める「特定建設作業」を行う場合は、7日前までに市町村に届け出なければなりません。

### 【解説】

#### (1) 規制の概要

- ・指定区域内で特定建設作業を行う場合は7日前までに市町村に届け出なければなりません。
- ・市町村の担当窓口（都道府県等のホームページ）で、届出用紙等を入手してください。
- ・下記以外の作業も届出対象に含めるなど、条例により上乗せ規制を定めている場合があります。

#### (2) 特定建設作業

##### 【騒音】

|   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | くい打機、<br>くい抜機、<br>くい打くい抜機 | ・くい打機（もんけんを除く）<br>・くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）<br>・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く                                |
| 2 | びょう打機                     |   |
| 3 | さく岩機                      | 作業地点が連続的に移動する作業では、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る   |
| 4 | 空気圧縮機                     | ・電動機以外の原動機を用いるもので、定格出力が15KW以上のものに限る<br>・さく岩機の動力として使用する作業を除く   |
| 5 | コンクリートプラント、<br>アスファルトプラント | ・コンクリートプラント（混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上）、<br>・アスファルトプラント（混練重量200kg以上）<br>・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く |
| 6 | バックホウ                     | ・原動機の定格出力が80KW以上に限る（低騒音型建設機械を除く）  |
| 7 | トラクターショベル                 | ・原動機の定格出力が70KW以上に限る（低騒音型建設機械を除く）  |
| 8 | ブルドーザー                    | ・原動機の定格出力が40KW以上に限る（低騒音型建設機械を除く）  |

##### 【振動】

|   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | くい打機、<br>くい抜機、<br>くい打くい抜機 | ・くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）<br>・くい抜機（油圧式くい抜機を除く）<br>・くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く） |
| 2 | 鋼球                        | ・鋼球を使用して、建築物その他の工作物を破壊する作業  |
| 3 | 舗装版破砕機                    | ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る                     |
| 4 | ブレーカー                     | ・手持ち式のものを除く<br>・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る      |

#### (3) 特定建設作業の規制基準

| 規制基準値<br>(敷地境界：<br>dB(デシベル))  | 夜間または<br>深夜作業の禁止  |                    | 1日の作業時間<br>の制限 |           | 作業期間の制限          |           | 日曜、<br>休日の作業 |
|---|-------------------|--------------------|----------------|-----------|------------------|-----------|--------------|
|   | 作業が出来ない時刻         |                    | 1日当たりの<br>作業時間 |           | 同一場所における<br>作業期間 |           |              |
|   | 第1号<br>区域         | 第2号<br>区域          | 第1号<br>区域      | 第2号<br>区域 | 第1号<br>区域        | 第2号<br>区域 |              |
| 騒音：85dB<br>振動：75dB  | 午後7時<br>～<br>午前7時 | 午後10時<br>～<br>午前6時 | 10時間           | 14時間      | 連続6日             |           | 禁止           |
| 適用除外  | ①、②、③、④、⑤         |                    | ①、②            |           | ①、②              |           | ①②③<br>④⑤⑥⑦  |
| ①災害非常事態緊急作業 ②生命危険防止作業 ③鉄軌道正常運行確保作業<br>④道路法による専用許可条件（夜間・休日指定） ⑤道路交通法による専用許可条件（夜間・休日指定） ⑥変電所変更<br>工事で休日に行う必要がある場合 ⑦商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合 |                   |                    |                |           |                  |           |              |

(備考) ・作業を開始した日に終わるものについては、届出は不要です。(令2条)

- ・指定地域：都道府県知事が関係市町村長の意見を聞いて指定した地域に適用される。
  - ：第1号区域；静謐（せいひつ）の保持または騒音の発生を防止する必要がある地域  
；学校、病院、図書館等の敷地の周囲おおむね80mの区域
  - ：第2号区域；指定地域のうち、第1号区域を除く地域

### 9-3 工事排水等に関する規制

- (1) 工事排水を下水に排水する場合は、自治体の指導に従って、一時使用の届出などを行う必要があります。
- (2) 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置した工場等の構内においては、建設工事からの工事排水についても、厳しい一律排水基準が適用されることになります。

#### 【解説】

##### (1) 工事現場からの排水等の管理

###### ① 下水道への排水（下水道法）

継続して公共下水道に1日に50m<sup>3</sup>以上排水する場合などについては、公共下水道管理者への事前の届出が必要となります。また、少量であっても工事排水を下水に排水する場合、自治体によっては、一時使用の届出などを定めていますので、これを確認する必要があります。

###### ② 河川への放流（河川法）

継続して河川へ排水する作業所で、1日に50m<sup>3</sup>以上（河川管理者の指定のあるときは当該量）を排水する場合は、事前に河川管理者に届け出なければなりません。また、50m<sup>3</sup>未満の場合であっても、河川管理者に相談する必要があります。なお、河川によっては、自治体の条例等により水質等を規制している場合があります。

###### ③ 浄化槽の設置

終末処理場に繋がる下水道、またはし尿処理施設の無い流域においては、浄化槽で処理した後でなければ、「雑排水」を放流できません。

###### ④ 薬液注入工事

井戸水の飲用等に伴う健康被害を防止するために、国土交通省は使用できる薬液を水ガラス系（けい酸ナトリウムを主剤）としています。（薬液注入工事による建設工事の施工に関する暫定指針、昭和49年）

##### (2) 特定施設（水質汚濁防止法）

###### ① 特定施設を設置した敷地内における工事

有害な廃液を生じるおそれのある工場および濁水を排出するおそれのある一定の規模以上の病院、飲食店、旅館など約100種類の施設が、特定施設と定められています。この施設を設置した工場等（特定事業場）の構内において、工事排水を構内の水処理施設に排水する場合は、施設の管理責任者の指導に従わなければなりません。また、特定事業場構内からの排水に厳しい基準（一律排水基準）が適用され、発注者（特定事業場）の管理責任となることに留意する必要があります。 一律排水基準 <http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>

###### ② 建設工事における水処理を伴う設備の設置

水質汚濁防止法では、以下のような施設も特定施設に含まれています。

- ・産業廃棄物処理業の汚泥の脱水施設（10m<sup>3</sup>/日超の許可施設）
- ・砕石業の水洗式破砕、分別施設、・セメント製造業の抄造、水養生施設
- ・生コンクリート製造業のバッチャープラント

したがって、建設業に伴う施設は特定施設には該当しないこととなりますが、建設汚泥の脱水施設、濁水処理施設、バッチャープラントなどを設置する場合は、届出または「これに準じた届出」を指導される場合があるため、自治体（保健所等）の窓口にご相談する必要があります。

#### ●●トラブル事例●●

- 道路橋下部工事で基礎部にコンクリートを打設していたが、セメントを含む排水が河川に流入して数百匹の魚が浮いたため、工事が中断された。市民の通報により判明した。
- 解体工事において、コンクリートがらに漬かった水を排水したところ、この排水がセメント由来のアルカリ性となっていたため、河川の魚が浮いた。
- 水質汚濁防止法の特定施設を設置した施設内の工事で、pHの値が一律排水基準を超える排水を公共水域に放流したとして、特定施設の設置者（発注者）とともに、工事担当者も水質汚濁防止法違反として送検された。
- 処理能力の不足した浄化槽を工事現場に設置し、公共水域に「し尿」を溢れさせていたとして、工事担当者などが逮捕された。 ※「し尿」は一般廃棄物
- 塗装工事のハケなどを洗浄した廃液を、河川に放流した作業員が産業廃棄物の投棄容疑で送検された。  
※塗膜（廃プラスチック類）、塗料（廃油または汚泥）

#### （建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>